

第四十一号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、八二五人」を「二、七八六八」に改め、同表県費負担教職員の項中「五、〇五〇人」を「四、九六九八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。